

# 総務市民委員会 会議録

日 時 令和3年12月9日（木曜日）

午前10時00分開会 午前11時53分閉会

場 所 第4委員会室

---

## 日 程

### 1 開 会

### 2 委員長挨拶

### 3 協議事項

#### (1) 議案の審査

議案第63号 土浦市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部改正について

議案第70号 土浦市亀城プラザの指定管理者の指定について

議案第71号 土浦市宮齋場の指定管理者の指定について

#### (2) 報告事項

① 「令和2年国勢調査」確定値向上に伴う常住人口の変更について

② 令和4年度市・県民税の申告受付について

③ その他

#### (3) 請願・陳情の審査

受理番号4 茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）にコロナ等の感染症対策を取り入れることについて茨城県知事へ意見書を提出することを求める請願

受理番号5 第6次エネルギー基本計画の改定に向けて，国へ意見書提出を求める請願書

#### (4) 請願・陳情によらない意見書の提出について

ウイグル等の人権問題に対し国に調査を求める意見書採択のお願い

### 4 その他

### 5 閉 会

---

## 出席委員（8名）

委員長 今野 貴子

副委員長 吉田 博史

委 員 久松 猛

委 員 吉田 千鶴子

委 員 海老原 一郎

委 員 柴原 伊一郎

委員 篠塚 昌毅  
委員 島岡 宏明

---

説明のため出席した者（16名）

市長公室長	川村 正明
総務部長	羽生 元幸
市民生活部長	塚本 隆行
消防長	鈴木 和徳
消防次長兼消防総務課長	檜山 保明
政策企画課長	佐々木 啓
財政課長	山口 正通
広報広聴課長	北島 康雄
総務課長	真家 達成
人事課長	武井 衛
納税課長	福澄 雄祐
市民活動課長	五来 顕
生活安全課長	坂本 英宣
環境衛生課長	渡辺 善弘
予防課長	三上 健市
警防救急課長	本橋 一夫

---

事務局職員出席者

主任 津久井 麻美子

---

傍聴者（0名）

---

○**今野委員長** おはようございます。本日はよろしくお願ひいたします。ただ今から、総務市民委員会を開催いたします。早速、協議事項（１）付託された議案の審査に入ります。議案第63号土浦市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。サイドブックスは、総務市民委員会フォルダ、令和3年、12月9日開催フォルダの資料1をお開きください。それでは、執行部より説明を願ひます。

○**本橋警防救急課長** 議案第63号土浦市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、御説明いたします。改正の趣旨ですが、本年4月に消防庁長官から消防団員の報酬等の基準の策定等についてが通知されたことにより、国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出勤、訓練、その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償が支給されるように、必要な措置を講ずるものとするとの助言がなされたことから、本市消防団の処遇を改善するため、土浦市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例を一部改正するものです。改正の主な項目は、3つとなります。1つ目は、消防団員の身分を保持したまま、消防団員としての活動を一定期間行わないことができる休団制度を条文に追加いたしました。消防団活動の継続を希望しているのに、仕事や家庭などの事情で一定期間活動ができない方へ、3年を超えない範囲で活動が休止できる制度でございます。また、この期間の報酬や団員履歴も停止いたします。次に2つ目、消防団員が災害等の職務に従事した場合、現在、費用弁償として支給している出勤手当を報酬とし、出勤報酬として支給するものです。3つ目は、年額報酬と出勤報酬の支給額を、下記の表のとおり改正いたします。上段が改正後の金額、下段が改正前の金額となります。団長から御説明いたします。団長は年額報酬8万円だったものが8万2,500円に、副団長が6万5,000円を6万9,000円に、本部員の変更はございません。分団長が4万8,000円から5万500円に、副分団長は4万円から4万5,500円に、部長が3万3,000円、班長が3万2,000円を同額の3万7,000円に、団員は3万円を3万6,500円と増額いたしました。この報酬額は、国から示された交付税単価と同額となっております。次に、出勤報酬ですが、水火災、地震等への出勤の交付税標準額が、1日8,000円とするとの助言が示されたことにより、本市におきましても、7時間45分を超える大規模災害等に出動した場合、1日8,000円を支給といたしました。また、それ以外の災害出動には、3,000円を支給することとし、現在まで支払っております3時間未満の災害出勤手当の2,500円の支給を廃止いたしました。さらに、要請により出動しましたが、災害ではなかった事案、いわゆる誤報につきましても、1,000円を支給することとし、追加いたしました。次に、訓練、警戒の職務につきましても、従来どおり1回1,500円となっております。次に、その他の職務を削除いたしまして、新たに機械器具の点検の職務、また左欄以外の職務といたしまして、1回1,000円を支給といたしました。付則といたしまして、本条例に休団を追加したことにより、土浦市消防団員に係る退職報償金支給に関する条例を一部改正しております。これは休団している期間は、退職報償金を算定する勤続年数に加算されないことを明記したものです。最後、施行日は令和4年4

月1日からを予定しております。2ページ以降に条例の改め文及び新旧対照表となりますので御確認ください。警防救急課からは以上となります。

○**今野委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○**海老原委員** 今回の説明の中で確認なんですけど、出動報酬で、表の一番左ね。大規模等7時間45分以上。この大規模等、この前の例で言うと東日本大震災とか、例えば地域違いますけれども、熱海の土石流とか。そういった場合には、7時間45分未満でも8,000円出るということでもいいのかな。

○**本橋警防救急課長** おっしゃるとおりで、そういったものには8,000円と、そのほかにも去年ありました足利の山林火災とか、ああいうものも大規模災害と考えております。以上です。

○**今野委員長** ほかに何か御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○**今野委員長** 質問もないようですので、採決に移ります。議案第63号土浦市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○**今野委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第63号土浦市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第70号土浦市亀城プラザの指定管理者の指定についてを議題といたします。サイドボックスは、引き続き、総務市民委員会フォルダの資料9をお開きください。それでは、執行部より説明を願います。

○**佐々木政策企画課長** 政策企画課でございます。議案第70号土浦市亀城プラザの指定管理者の指定につきまして、御説明をさせていただきます。まず、資料9の1の概要を御覧いただきまして、現在、亀城プラザにつきましては、産業文化事業団を指定管理者として指定し、管理運営を行っているところですが、指定期間が令和4年3月31日で満了となり、新年度からスムーズに亀城プラザの管理運営ができるよう、後ほど選定理由につきましては御説明させていただきますが、引き続き、産業文化事業団を指定管理者として指定いたしたく、法に基づき、議会の議決を求めるものでございます。2の指定管理者の候補者でございますが、今ほどお話ししたとおり、引き続き、一般社団法人土浦市産業文化事業団で、3の指定理由といたしましては、ポツの一つ目で、これまで、亀城プラザの指定管理者として、産業やスポーツの振興と文化の向上に資する様々な講座を開催するなど、市民の福祉の増進に寄与する取組を進めてきており、今後も市の文化活動等の振興について期待ができること、ポツの2つ目で、平成18年度から指定管理の実績があり、事業運営の知識と経験を生かした管理運営について期待ができることといった理由から、引き続き、産業文化事業団を指定管理者として指定いたしたいというものでございます。4では、亀城プラザの施設概要を付けさせていただきました。5の指定期間でございますが、令和4年4月1日から令和9年3月31日の5年間でございます。説明につきましては、以上となります。

○今野委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○吉田（博）副委員長 課長、確認のため質問するんだけどね。指定管理はいいんだけどね、昭和58年の開館で、亀城プラザっていうのはこれから長寿命化というか、なくちゃならない施設だから、耐震はどうなのとか、今までやったのかとか、後は給水配管、トイレ、空調について、修繕等、今後の予定は何かありますか。

○佐々木政策企画課長 今委員がおっしゃるとおりですね、施設の方、昭和58年ということで、新耐震基準ではあるんですけども、これまでも照明ですとか、後、消火設備等とですね、かなりの高額な費用をかけて修繕をかけてきたところでございます。今後につきましても、予定としましては、外壁ですとか、キュービクルですとか、文化ホールの音響設備ですとか、そういう修繕の予定はあるんですけども、額が何千万円単位ということでですね、全体を見ながらという形になるかと。そういうふうな形で今調整しているところでございます。以上でございます。

○吉田（博）副委員長 そうだよな。一気ににはできないからな。懐事情と相談しながら。はい、分かりました。

○吉田（千）委員 ただ今の関連なんですけど、予算の関係がということで必要な所からという状況なのかと思うんですけど、今もお話の中にありましたが、トイレなんですけれども、これは多くの方が使われるし、その辺の修繕、新しくですね、トイレを作り替えていただきたいという要望が、私どもも使わせていただきながらですね、そういうお声いただいているので、その辺については、再度すみません、お伺いしたいんですが。

○佐々木政策企画課長 トイレにつきましては、本年度ですね、交付金を活用して和式を洋式に変えて、男子便所もセンサー付きのものにしたような状況でございます。新たにというお話でございますが、まず、今年度そういう形ですね、全て和式を洋式に変えたということでございますので、その状況をちょっと見まして、今後の検討材料にさせてもらえればと思います。以上です。

○吉田（千）委員 よろしくお願いします。

○今野委員長 ほかに何か御質問はございませんか。

（「なし」という声あり）

○今野委員長 質問もないようですので、採決に移ります。議案第70号土浦市亀城プラザの指定管理者の指定については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○今野委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第70号土浦市亀城プラザの指定管理者の指定については、原案どおり決しました。次に、議案第71号土浦市宮齋場の指定管理者の指定についてを議題といたします。それでは、執行部より説明を願います。

○渡辺環境衛生課長 フォルダ内の資料10、議案第71号土浦市宮齋場の指定管理者の指定でございます。はじめに、1番の概要でございますけれども、平成28年10月の供用開始から、指定管理者制度を導入しておりますが、2期目の指定期間が今年度末で満了いたしますことから、来年度以降の3期目の指定管理者の指定の議決をお願いするものでございます。今回の指定管理者の指定にあたりまして、1期目、2期目と変わ

った点が、2つございます。1つ目には、指定管理期間を現在まで3年だったものから、5年とするものでございます。2つ目には、斎場の指定管理料につきまして、現在の利用料金収入について、清算方式、いわゆる利用料金収入が多かった場合は、市の方へ差額を返納、収入が少なかった場合は、指定管理者へ補填とするものとしていたものを、指定管理者制度の基本であります定額払いとしたものでございます。こちらの理由といたしましては、今までは利用見込みを想定する実績期間が短く、かつ、当初は式場などの利用料金収入の方が、変動が大きく、適切な指定管理料の設定が困難であったことからですね、指定期間を3年としまして、利用料金収入は清算方式としていたところでございますけれども、供用開始から丸6年を経過しまして、一定の運用実績が得られたことから、今回指定期間を通常の5年、管理料も通常の定額払いとしたものでございます。続いて、3番の指定管理者の候補者を御覧ください。高橋興業・タカラビルメン五輪共同グループでございます。指定期間の方は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間、指定管理料は5年間で1億8,590万円となります。6番選定理由でございます。公募による募集を行いました。現地説明会の方にはもう1社、2社お越しいただいたんですが、最終的な応募の方は1社のみでございました。選定委員会におきまして、ヒアリングを実施するとともに事業計画書などの審査を行い、その結果、県内外での火葬場運営の実績であるとか、社内の教育体制、緊急時のサポート体制など、高い業務遂行能力を有することから、指定管理者の候補者として今回認定しました。こちらの説明は以上でございます。

○**今野委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○**篠塚委員** 指定管理を2期やっていた中で、いろいろな課題が出てきたことだろうと思うんですが、聞いている範囲で運営する上で直して欲しいとか、施設の運営方法とか課題があったら教えてください。今後5年間、細かい所は指定管理の方に任せるとか、それからお客様から要望があった場合は、一応市を通してから管理者の方に言うのか、その辺はどのようにしていくかお答えいただければと思います。

○**渡辺環境衛生課長** 丸6年経ちまして、利用者はおおむねですね、好評をいただいている施設と考えております。ただ、中にはですね、やはり駐車場のスペースがちょっと狭いんじゃないかとかそういうお声と、後、式場に来られる際にですね、トイレの水の流れが少し悪くなっていたりというようなことはございますが、基本的にはクレームと申しますか、そういうものはございません。今後ですね、御指摘されたようなことも踏まえまして、2年度前からですね、毎月指定管理者の方とですね、会合を持つようにしまして、毎月の運用実績であるとか、苦情はどのようなものがあつたとか、そういうミーティングの方を毎月1度ですね、テーブルにつかせていただいて、運営の方は一緒に行っていくようなことをしておりますので、次の第3期目もですね、同じような形でいきたいと思っております。

○**吉田（博）副委員長** あの市営斎場を改修する時に、私も議員でいろいろ当時の市民生活部長から説明を受けたんだけどね。要は隣に屠場があるから、臭いという問題が指摘されたんだよね、あの当時。要は参列者から臭いがするというようなことがあつたん

だけれども、その時に新しくする時に屠場側の所に、大きな木を何本も植えたんだよな。あれが大きくなると、臭い消しじゃないけども、効果があるだろうというようなところなんだけど。臭いに関しての苦情というか、そういう話は出てない、今は。

○渡辺環境衛生課長 私どもの方には、臭いの方の苦情というのは届いてはございません。

○吉田（博）副委員長 じゃあ、ある程度効果はあったんだな。

○今野委員長 ほかに何か御質問はございませんか。

（「なし」という声あり）

○今野委員長 質問もないようですので、採決に移ります。議案第71号土浦市営斎場の指定管理者の指定については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○今野委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第71号土浦市営斎場の指定管理者の指定については、原案どおり決しました。以上で当総務市民委員会に付託された議案の審査は終了いたしました。次に（2）報告事項に移ります。①令和2年国勢調査確定値公表に伴う常住人口の変更について、執行部より説明を願います。

○真家総務課長 総務課でございます。それでは、サイドブックスの方ですが、資料1-1をお願いいたします。国勢調査の確定値の発表に伴い変更となります本市の常住人口について御説明いたします。まず、はじめに常住人口について簡単に御説明したいと思います。人口を表す数値といたしましては常住人口と住民基本台帳人口の2種類がございます。常住人口とは、5年に一度の国勢調査の結果に基づきまして、毎月の住民基本台帳の増減数を加減して算出した人口でございます。住民票をまとめた台帳でございます住民基本台帳に登録されている人口、こちらが住民基本台帳人口でございます。こちら比較すると常住人口の方が、実際の居住人口により近い数値と言われてございます。今回につきましては、昨年実施いたしました国勢調査の確定値、これは国勢調査の基準日でございます。昨年10月1日時点の人口と世帯数となりますが、先の11月30日に発表となりました。この国勢調査の確定値のうち、人口につきましては、法定人口とも呼ばれまして、地方交付税交付金の算定基準や選挙区の改定、都道府県・市町村議会の議員定数の基準などに活用されてございます。それでは、資料を御覧いただきたいと思います。国勢調査の確定値の公表に伴う常住人口の変更についてでございます。まず、資料の表の一番左側の変更前Aでございますが、こちらは、前回の平成27年の国勢調査の確定値をもとに、住民基本台帳の月々の転入転出や出生死亡の加減を行った常住人口の推移でございます。今年11月までは直近の国勢調査の確定値が公表されていなかったことから、暫定的にこの数値を使用しておりました。続きまして、その右側の変更後Bでございます。こちらは、今回発表になりました昨年度実施の国勢調査の確定値をもとに常住人口を計算し直したもので、具体的には令和2年の10月時点の人口を今回発表の確定値に置き換えた上で毎月の自然増減、社会増減を加減修正したものでございまして、太字の数字の部分が現在の本市の常住人口の推移となります。その右側の増減につきましては、変更前と比較した場合の増減数となっております。人口は前

回に比べて4,041人の増となっております。参考に1番右側に記載してございますのが、住基人口の推移となっております。表にございますように常住人口につきましても、住基人口と同様にですね、緩やかな減少傾向が続いていることから少子高齢化による人口減少は、現在も進行していると考えられます。なおですね、ホームページに記載してございます人口につきましても、この常住人口を採用してございますが、来年の2月頃の切替えを予定してございます。説明は以上でございます。

○**今野委員長** ただ今報告のあった件について、何か御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○**今野委員長** 質問もないようですので、次に移ります。次に、令和4年度市・県民税の申告受付について、説明を願います。

○**川上課税課長** サイドブックス資料12をお願いいたします。令和4年度の市県民税の申告受付に関しまして、新型コロナウイルスの感染防止の対策をとった上で、1に示しました日程表のとおり、実施してまいりたいと考えてございます。本庁舎での受付に先立ちまして、2月1日の新治公民館から、2月15日の三中地区公民館まで、市内6か所へ出向きまして、出張受付を行ってまいります。受付時間は8時半から16時といたしまして、平日に来られない方のために、2月の20日と27日の日曜日に、休日受付を行ってまいります。今回の申告受付におきましても、昨年同様、新型コロナウイルスの感染対策を十分にとった上で行っていきたいと思っております。そのための感染防止対策として考えておりますことは、右にお示しした4点でございます。まず(1)と(2)でございます。申告書を自分で作れる方は自分で作っていただき、申告会場に來ないで済むようにしてまいりたいと考えているところでございます。所得税の申告、確定申告につきましても、国税庁のホームページからの電子申告や郵送による申告をしていただきますよう、また市県民税の申告につきましても、土浦市のホームページの中で、市県民税の申告書が作成していただき郵送していただくよう、ホームページや市の広報紙を利用し、市民に広く広報してまいりたいと考えております。次に、インターネットを利用できない方、自分で申告書を作成できない方への対応でございますが、申告会場での密を避けるため、昨年に引き続き、申告に來られる時間を予約していただく形を取ってまいりたいと考えてございます。昨年、予約制度をとったところではありますが、予約について知らなかった、今までどおり來た順番で受付をしろと、数人から、強い口調でお叱りをいただいたことがございました。しかし予約することによりまして、人数が分散しまして、待たせることなく非常にスムーズな受付ができたと感じているところでございます。このことから、来年も引き続き予約をしていただいた上で受付をしていきたいと考えているところでございます。そのために、予約の文字を見ていないですとか、聞いていないと言われぬように、ホームページ、広報紙に予約の文字が目にとまるように、工夫をして広報をしてまいりたいと考えてございます。その他としましては、当然のことでございますが、飛散防止対策や、消毒、検温等の対策を取った上で、申告受付を無事に終了させたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。報告は以上です。

○今野委員長 ただ今報告のあった件について、何か御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 そのほか、執行部から何かございますか。

○佐々木政策企画課長 政策企画課からその他といたしまして、先日の事前委員会におきまして、説明させていただいた報告案件について、委員の皆様から御意見、御提案があった3件の対応につきまして、御報告させていただきます。まず1つ目でございます。こちらは御提案でございますが、機動警察パトレイバーの企画展を1月14日(金)から2月13日(日)まで開催いたしますが、開催にあたってですね、多くの方々が土浦市を訪れるせっきくの機会なので、アルカス土浦の広場などで土浦市の食を扱ったキッチンカーなど出店して、PRしたらどうかといった御提案を、今野委員長からいただきました。早速ですね、土浦ブランドに登録しております事業者さんへ連絡いたしました。そうしましたら、コロナが落ち着きまして様々なイベントが復活し、そちらから出店依頼が結構来ているとのことでもございました。ただその中でもですね、数事業者ではありますが、何日か出店できるといった回答をいただいているところでございます。現在ですね、出店日などを調整しているところでございます。御提案ありがとうございます。続きまして、2つ目でございます。ふるさと納税につきまして、吉田千鶴子委員からですね、経費の削減の観点からもふるさと納税専用の自動販売機を設置してはどうかといった御提案をいただきました。こちらも早速ですね、調査いたしまして、この自動販売機を開発しておりますグローキーアップ株式会社へ内容や経費などについて、問い合わせをいたしました。先方からの回答でございますが、設置場所といたしましては、委員からお話のあったですね、神奈川県湯河原町と松田町、相模原市、山梨県の小菅村の4か所とのことで、神奈川県の3か所についてはゴルフ場、山梨県の小菅村には道の駅に設置したとのことでもございました。また、経費でございますが、初期投資として300万円、販売機のリース料として5年契約で月額9万2,500円がかかると。そのほか、寄付金額に応じたポータルサイト使用料として9.8パーセントとクレジットカード手数料おおむね3パーセントが発生するとの説明を受けたところです。このようにですね、こちらの自動販売機の設置にあたって、相応の手数料が発生する仕組みとなっておりますが、返礼品についてですね、その場で使用できるゴルフ場の割引券ですとか、道の駅にある品物のみに限定することで、送料分の経費削減につながるとのことでもございます。今現在ですね、実際設置をしている湯河原町など4自治体に対して実際の効果ですとか、状況を確認しているところでございます。引き続きですね、本市においても設置できるかどうか、また設置するのであればどこがいいのか、そういったものを研究させていただければと思います。最後3つ目でございます。こちらはですね、御意見でございます。今野委員長と吉田博副委員長からパブリックコメントについて、意見が少なすぎると、周知方法などやり方について早急に検討すべきとの御意見をいただきました。本市のパブリックコメントでございますが、これまで実施にあたりましては、委員おっしゃるとおりですね、広報紙やホームページで周知をかけてきたところでございます。ただ、どの案件もですね、意見が少ない、パブリックコメントの在り方自体が問わ

れているような状況でございます。このようなことからですね、今回、市全体で7件の計画案に対するパブリックコメントの実施にあたりまして、広く皆様から御意見をいただくために、これまでの広報紙、ホームページに加えまして、公式フェイスブック、ツイッターはもちろんのこと、今年度、臨時交付金を活用して、地区公民館ですとか水郷体育館などに、大型画面のデジタルサイネージを設置したところであります。早速ですね、今週の7日（火）からですね、そちらを活用して周知をかけたところでございます。また、パブリックコメントにつきましては、御意見をいただける対象者が、市民のみならず、市へ通勤、通学している市外の方、市内に事務所等がある個人法人その他の団体の方となっております。現在、イオンモール土浦の1階のさくら広場において、民間事業者さんと共同でデジタルサイネージを設置してあります。そちらも7日からですね、活用して周知をかけたところでございます。さらにですね、今年度スーパーカスミさんにおいてですね、現時点ではピアタウン店と中神立店、並木店の3店舗しかございませんが、こちらの店舗内に、それぞれ10基ほどモニターが設置されております。こちらでもですね、本日から周知できるよう準備が整ったところでございます。このような対応でございますね、正直言ってどこまで意見が増えるかは分からないといったところでございますが、今回のパブリックコメントの実施にあたりましては、現時点で活用できるあらゆる手段を使って周知をかけてまいりたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。説明につきましては、以上となります。

○**今野委員長** 早急な御対応をいただいて、ありがとうございます。ただ今の説明について、何か御質問等はございませんか。

（「なし」という声あり）

○**今野委員長** それでは私から1点。先ほどのパブリックコメントの皆様への周知の件で、地域公民館へのどういう対応かについて、申し訳ございません、もう1度説明をお願いしていいですか。

○**佐々木政策企画課長** 全ての公民館に、50インチのモニターを設置しております。デジタルサイネージということで、市の広報といったものを画面に映し出すものでございます。そちらにですね、今回のこのパブリックコメントの実施について、全て7つ載せさせていただいて、周知をかけていると。ただ、市の広報はパブリックコメントだけではありませんので、大体10分おきに1分ですね、静止画がそこで見れる、そういう状況でございます。8時半から17時15分までずっとつけっぱなしですので、そういう形で周知をかけたいというものでございます。

○**今野委員長** 分かりました。ありがとうございます。これだけでも大分違うのではないかなと思います。ありがとうございます。ほかに皆様から何かございませんか。

○**柴原委員** 広報紙で市長の意見等、何か入れることはできないのか。市長がこういうことをやりたい、市長は今何をやってるんだという人が多いんですよね。そういうのを市長が広報紙を使ってもう少し市民に分かるようにやってもらいたいんですが、よろしくお願ひしたいと思っております。どうですか。

○**北島広報広聴課長** 広報広聴課でございます。広報紙での市長のメッセージでござい

ますが、現在は1月上旬号での新年の御挨拶と、それから、4月上旬号での市政運営方針の年2回定例的に掲載しているほか、コロナの臨時号とかまた、今年度はこども未来部の発足時など、適宜掲載をしているといった状況でございます。広報紙については、御覧になってくださっているかとは思いますが、本年10月上旬号から発行から1,300号にあたりましたことから、表紙のデザインと情報ひろばのデザインのリニューアルをしたところでございます。現在は、新年度、来年の4月からの広報紙に反映できるよう、現在の掲載内容などについて診断と見直しをしているところでございますので、市長のそういったコラムみたいなものについても、どのような内容で掲載ができるか他市の状況を研究するのと併せまして、選管の意見なども聞きながら検討してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○柴原委員 市民に分かるようにお願いしたいと思っています。それともう1つ。新治の時報の件ですが、12時の。なんだか音楽が変な音楽なんだよね。もう少しいい音楽はないかな、もう少し気の利いた。歌謡曲とは言わないけれど、時報でいいんですよ。お願いしたいと思っています。15日が締切だから、それまでに出してもらわないと、いらないうて言われるよ。今度は。

○羽生総務部長 今、試験期間ということで、お昼12時に新治地区だけ流させていただいています。今現在、エーデルワイスを流しております。元々防災無線の方に、夕焼け小焼けは夕方流してますけれども、そのほかにエーデルワイスともう1曲程度入っていた中で、まずエーデルワイスを流してみたというところでございまして、30秒で今止めてますので、試験期間の結果次第でですね、今後どうするかという形を取りたいと思っておりますけれども、この時点でまたすぐ違う曲となると編集的に難しいところがありますので、15日までは今の形でやらせていただければと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

○柴原委員 せっかくやるんだから、喜ばれるようなことやってくださいよ。

○吉田(博)副委員長 またアンケートとったら。

○今野委員長 ただ今、柴原委員から2つ提案がございましたが、広報紙について市長のコメントを入れたらどうかということと、時報のエーデルワイスの件。まず広報紙の方から、ほかに御意見がございましたら、お願いいたします。

○吉田(博)副委員長 広報紙というよりさ、前の市長はこんにちは市長さんというふうにさ、目安箱みたいなのかな。直接市長に質問できて、市長がそれに答えるみたいなのは、今の市長はやってるの。

○北島広報広聴課長 市長さんこんにちはについては、継続して市民からの声ということで受け付けておまして、市長にお目通ししていただいて、返事をしているというような状況でございます。

○吉田(博)副委員長 結構来ているのか。

○北島広報広聴課長 結構な数が来てございまして、中には同じ方が何度もというような例もございます。

○今野委員長 広報紙について、このほかに何か御意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

○**今野委員長** では、私からよろしいでしょうか。私が市議会議員になった当初から、広報紙のデザインが皆様の注意をひくようなものではないのではないかということで、行政視察に行った時に、非常に優秀な広報紙というのを部署まで持ち込んだりしていましたが、やはり全然変わってなくて。皆様に訴求する度合いが、まだまだ足りないのかではないかなという感じはしているんですね。ですので、もう少し皆様がぱっと見て分かるような、大分前にも具体的にここのこういう感じが分かりやすいんじゃないかという所をお見せしましたが、そういうことも少しずつ取り入れていって。今までと同じような、多分型枠ができていて、それに合わせるみたいな感じなんですよ。ですので、そろそろそれももう少し分かるように変えていただいて。後、もっと抜本的な対策としては、たまたま会った大きなマンションに住んでいる方から、広報紙が配られた次の日は、玄関の所のごみ箱に、広報紙が山に積まれているということを言われまして。やはり、皆さん広報紙離れしていますし、若い方は特に離れていますし、またホームページで見るとということも、そこまでたどり着くという方はいないかと思しますので、せめて見易いような、見て楽しい、情報がストレートに伝わってくるというような広報紙の在り方をしてはいかかかなと思います。それと予算の件もございまして、今は月に2回配布されていますよね。それを1回くらいにして、その分皆様に見てもらえる広報紙ということに予算を使うということもあるのではないかと。また、ちょっと広報紙から離れるかもしれないんですけども、今の若い方たちはやはりネットだったり、また違う媒体の方に大分走っているようですので、そういう所も含めて、全体的にどういう状況になっているのかということも考えながら、対応していただければなと思います。

○**川村市長公室長** 広報紙について、いろいろ御意見いただきまして、ありがとうございます。確かに昨年ですね、1, 300号を機に一応見直しをして、見易いようにはしたつもりではおりますが、まだまだかと思しますので、やはり視覚に訴えるものがあるのかなと私も思っておりますので、そのような改良をしていきたいと思っております。それと、先ほどの市長のコメントの所なんですけど、県内他市の状況を見ますと、あまり多くはないんですけども、首長のコラムというのを載せている所もございまして。私が見た限りでは、取手市や笠間市などは毎回市長コラムが載っています。後、茨城県の方でも広報ひばりですか、確か1番後ろに知事コラムというのが載っていたと思しますので、その辺を参考にしながらですね、前向きに検討していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○**吉田(博)副委員長** 公室長、そういう前向きな話はいいと思うのね。それで広報紙は、要するに若い人はネットとか何かというけども、14万の市民は年寄りもいるわけだから。やっぱり広報紙というのは、1つの大事なものであってさ。だから広報広聴課だけっていうんじゃないで、全庁内にさ、検討委員会を設けて、これからの広報紙はどうあるべきだろうみたいな所をさ、他市のものを参考にして、進めていったらどうか。急ぐとか何かじゃなくて、やはりみんなで勉強しながらいいものを作っていくというそういう体制がいいと思うんだけどな。

○川村市長公室長 今、広報紙の検討委員会をとという御意見いただいたんですが、現在も、ホームページの運用委員会というものを開いております。その辺、広報紙の方もちょっと検討していきたいと思えます。いろいろな年代の職員から意見を聞くような場を設けていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○吉田(博)副委員長 はい。

○今野委員長 少しずつ変わってはいるなというのは、認識しておりました。もう少しずつやっていたらなと思えます。ほかに何かございせんか。

○吉田(千)委員 先ほどふるさと納税の、そのものではないんですが、非常に増えて来てありがたいことだなというふうに思っているわけなんですが、この事務作業ですね、ここの所が増えることによって、事務作業は当然ながら増えているという状況だと思うんですが、その辺の対策は大丈夫なのかしらという、そこなんです。

○佐々木政策企画課長 委員おっしゃるとおりですね、この11月、12月は1日300から400件のワンストップ特例の申請書が届いております。ワンストップ特例の申請というのは、何も手続きせずに全額控除ができるというものでございまして、1月10日頃まではですね、関係する各自治体ですか、要は5か所までの寄付であれば何の手続きもせずにですね、ワンストップ特例申請書を自治体に出せば控除されるという制度でございまして、その作業に今追われているというような状況でございまして。テレビでも御覧のとおり、コマーシャルでさとふるさんが、がらがら流しておりますので、今まさに佳境に入っている所でございまして、我々の体制といたしましては、今、政策企画課で女性3人ですね、雇ってやっているところでございまして。なんとかそれで乗り切っていると言いますか。一応皆さん市のOBの方をお願いしてですね、なんとかスムーズに進められるように12月、1月ですか、3人雇って対応しているところでございまして。以上でございまして。

○吉田(千)委員 はい。ありがとうございます。事務作業がとても大変な状況で、今は特に時期的な集中ということもあって、足りない所は補充しながら上手にやっていたらなと思えますので、市長公室長、その辺よろしくどうぞお願い申し上げたいと思えます。それと今、デジタル化ということが言われておりますが、そういうことと関連してかどうかわかりませんが、そういったものも上手に活用できる体制があるといいのかな、お話聞きながら思ったんですが、その辺はいかがでしょうか。

○佐々木政策企画課長 こちら委員のおっしゃるとおりですね、我々もこれだけ申請書が集まるとですね、やっぱり人力では難しいというのは重々分かっているところでございまして。そんな中で今年度ですね、AIOCRということで、申請書を読んで、RPAということでそれを自動にシステムに入れ込むというのをですね、試しにやっているところでございまして。実はふるさと納税というのは、申請書と身分を証明するもののコピーですか、免許証もしくはマイナンバーカードとその2つを出してもらうような形になっているんですけども、申請者で裏に糊付けしたりですね、ホチキス留めで来たり、別々に来たりですね、後、几帳面にきちんと切ってですね、入れてくれたりと様々でございまして。それをですね、申請書とそのコピーが別についていけばですね、自動で読み

取って、システムに反映できる状況でございますので、その辺ちょっと徹底していきながらですね、自動化していければと考えているところでございます。以上でございます。

○吉田(千)委員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○柴原委員 要望します、私1つだけ。今正月が来るのにあたって、りんりんロードに行ってみてくださいよ。草が生えてて。県の方にもう1度呼びかけてください。塚本部長そうだよ。ひどいでしょう。坂田のりんりんロードの草。

○塚本市民生活部長 生えている所と生えていない所、それから、坂田の辺りは今、のり面の工事も入っているとは思いますが、その辺については、市と県連携してやっていくようなことになるかと思えます。

○柴原委員 前から言っているんだけど、なかなか刈りに来ないんだよ。お願いしますよ。早めに。正月だから、子どもたちも来てりんりんロードを通ると思うんだよ。親子で。その時に自転車に乗っている人も危なくてしょうがないから。早めにお願いしますよ。

○篠塚委員 リモートコンシェルジュが始まったと思うんですが、まだ始まって間もないんで何とも出てないと思うんですが。今まで運用してどうだったか、あったらちょっと教えていただけるとありがたいなと。

○佐々木政策企画課長 リモートコンシェルジュが始まりまして、一応今の状況でございますが、我々も稼働を毎日確認しておりまして、大体1日10件から15件で動いているような状況でございます。一番多いのが、公民館からですね、本庁舎に問い合わせが多いような状況でございます。我々の方も何とか稼働を増やそうということで、先ほど言ったデジタルサイネージ等でまた呼び掛けようと思っているところなんですけれども、実は他市からの注目と言いますか、視察ですとか問い合わせがかなり多い事業ということもございまして、また改めてですね、PRをかけて稼働の方させていければと考えております。以上でございます。

○今野委員長 ほかに委員の皆様から執行部に何かございますか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 ないようですので、執行部の皆様は御退席いただいて結構です。長時間ありがとうございました。お疲れ様でした。ここで暫時休憩といたします。11時25分再開といたします。

(執行部退席)

(午前11時15分 休憩)

(午前11時25分 再開)

○今野委員長 休憩前に引き続き、会議を再開します。3請願の審査に移ります。第2回定例会から継続審査になっております請願2件でございます。はじめに、受理番号4茨城県地域防災計画(原子力災害対策計画編)にコロナ等の感染症対策を取り入れることについて、茨城県知事へ意見書を提出することを求める請願について、審査を進めてまいります。サイドボックスは、総務市民委員会フォルダ、令和3年、12月9日開催の資料13をお開きください。それでは、まず休会中に、各委員で調査あるいは新たな

情報等を入手されておれば、その辺りも含めて、皆様の御意見を伺ってまいりたいと存じます。委員の皆様、御意見等はございませんか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 それでは、採決に移ってよろしいですか。

(「はい」という声あり)

○今野委員長 それでは、採決に移ります。受理番号4茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）にコロナ等の感染症対策を取り入れることについて、茨城県知事へ意見書を提出することを求める請願について、採択とする方は、挙手願います。

(久松委員，柴原委員)

○今野委員長 不採択とする方は、挙手願います。

(吉田（博）副委員長，吉田（千）委員，海老原委員，篠塚委員，島岡委員)

○今野委員長 採択2名，不採択5名でございます。受理番号4茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）にコロナ等の感染症対策を取り入れることについて、茨城県知事へ意見書を提出することを求める請願は、不採択といたします。委員長報告書に盛り込みますので、不採択とされた方の御意見をお願いいたします。

○篠塚委員 今まで議論されてきたんですが、県の動向を見てということだったんで。県の動向では、このコロナ対策は意見書に入れなくてももう済んでいることなんで、この意見書は採択する必要はない、出す必要はないということで不採択にしました。

○吉田（千）委員 同じです。

○今野委員長 それでは、茨城県自身も対策を進めているというところで、改めてこの意見書を出さなくてもいいのではないかとという点を、委員長報告に盛り込みたいと思います。

○島岡委員 今の言い方だと誤解を生む可能性があるんだけど。この意見書は、廃炉して欲しいというのが根本にあって、そっちは進んでいるということになっちゃうんじゃない。意見書の中にコロナと廃炉が一緒になってしまっているから、これはおかしいだろうというのが俺はあったの、不採択の理由に。茨城県の方で対策が進んでいるっていうのを言っちゃうと、廃炉に対しても進んでいるっていうそういうふうにつえられる可能性があると思うんですけど。

○篠塚委員 島岡委員が言ってらっしゃるのは、この意見書は2つの意見が入っていると。その件に関して、どうなんだろうということと言ってらっしゃると思うんですが。そもそも2つの意見が入っているという意見書としては、取り上げることができないというのがまず一つの理由。で2つ目の理由としては、茨城県でもこの意見書の内容とおりに決まっているんで、今さら意見書を出しても変わらないこともあるだろうということが2つ目の理由です。

○今野委員長 島岡委員，よろしいですか。

○島岡委員 委員長の言い方だと、茨城県が廃炉に対して進めているというようにとらえられる可能性がある。それだとかかしくなってしまうんで。

○今野委員長 失礼いたしました。それでは、篠塚委員の発言のとおりとさせていただきます。

いてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○**今野委員長** 続きまして、受理番号5第6次エネルギー基本計画の改定に向けて、国へ意見書提出を求める請願書について、審査を進めてまいります。サイドブックスは、資料14をお開き下さい。なお、この第6次エネルギー基本計画でございますが、本年10月22日に閣議決定されておりますので、内容について意見を述べる段階は過ぎてしまった、そういう段階に至っているのかと思います。皆様には、そのことも御理解をいただいた上で、審査を進めてまいりたいと存じます。それでは、先ほど同様、新たな情報等をお持ちの方がおられれば、その辺りも含めて、皆様の御意見を伺ってまいりたいと存じます。委員の皆様、御意見等はございませんか。

○**篠塚委員** 今委員長が言われたのが最新の情報なんで、それを踏まえて今意見書を出す必要性がないと思いますので、私は不採択の方にしたいと思います。

○**今野委員長** 分かりました。それでは、採決に移ります。受理番号5第6次エネルギー基本計画の改定に向けて、国へ意見書提出を求める請願書について、採択とする方は、挙手願います。

(久松委員，柴原委員)

○**今野委員長** 不採択とする方は、挙手願います。

(吉田(博)副委員長，吉田(千)委員，海老原委員，篠塚委員，島岡委員)

○**今野委員長** 採択2名，不採択5名でございます。よって、受理番号5第6次エネルギー基本計画の改定に向けて、国へ意見書提出を求める請願書については、不採択といたします。

○**吉田(博)副委員長** 大きな不採択の理由は、前回の会議で吉田(千)委員が話した内容を委員長報告に書けばいいだろう。

○**今野委員長** 付託されました請願の審査については、以上になります。次に、4内々で付託されております、ウイグルを応援する全国地方議員の会から提出されました、ウイグル等の人権問題に対し、国に調査を求める意見書採択のお願いについてを議題といたします。サイドブックスは、資料15をお開き下さい。それでは、事務局より説明をお願いします。

○**津久井主任** ウイグル等の人権問題に対し、国に調査を求める意見書採択のお願いでございます。提出者はウイグルを応援する全国地方議員の会でございます。内容を要約しますと、新疆ウイグル自治区における人権問題に対して、当該団体の要望活動により岸田総理の総裁選の公約や公明党の衆議院選挙の公約に明記され、所属政党によらず純粋に人権問題として認識されつつあり、調査の機運が高まっている。また、地方議会でも意見書が採択されてきており、更に広く連携すべきとの考えから各地方議会の結集・結束を呼び掛けるものである。国外のことと看過せず、日本においても調査及び抗議などの必要な措置を採っていただきたい、というものでございます。2ページの下段に、意見書を提出している自治体の一覧の記載がございまして、茨城県内では常総市、水戸市、古河市、つくば市において意見書を提出しておりますが、この依頼を全議員配布に

留めている議会もあると伺っております。3ページの意見書案を御説明いたします。本文1段落目で、国連の人種差別撤廃委員会は多数のウイグル人が長期にわたって強制収容されて再教育が行われていることなどについて、切実な懸念を表明している。2段落目です。国連総会第3委員会は人権侵害に重大な懸念を表明し、人権尊重と調査を求めている。またアメリカの国務長官やイギリス外相、オーストラリア外相も、当該問題に対して発言をしている。3段落目です。米上院は、輸入業者に対してウイグル産の輸入品が、生産過程で強制労働と無関係であることを証明するよう義務付ける法律を可決しており、企業側はこれを証明できないとウイグル産の製品や原材料の輸入を禁じるというものであります。これは日本の国内企業にとっても現実的な経営リスクとなっており死活問題となりかねない。4段落目です。日本政府は人権状況について懸念をもって注視しているという趣旨の発言に留まっており、5段落目で、直ちに日本政府として調査をし、各種問題があった場合は、様々な手法を用いて嚴重に抗議することを要請する、という内容でございます。

○吉田（博）副委員長 これ、議運で決まったんだろうけど、こういった文書というのは、土浦市議会はどうするんだっけ。議会によっては、これは議員に配付する所もあるし、今回総務市民委員会に来たということは、議運で総務市民委員会で審査して欲しいという話になったの、これは。

○篠塚委員 総務市民委員会に内々付託で、賛否をとったら全員協議会で4分の3が賛同する場合は、意見書として提出されると。

○吉田（博）副委員長 議運で決まったの。

○篠塚委員 議運で、はい。

○吉田（博）副委員長 議運で決まらなければ、ここに乗かってこないからさ。

○篠塚委員 そういうことなんです。

○吉田（博）副委員長 なるほど。

○篠塚委員 郵送による場合は、全協で配付するんですが、他の地方自治体でもこういう意見書を提出している所があるんで、これは必要性があるだろうということで、議運から内々付託されたと。

○吉田（博）副委員長 まあ、ちょっと違うからな。そういう意味ではな。

○篠塚委員 はい。

○今野委員長 この趣旨について、皆様の御意見を伺ってまいりたいと思います。

○篠塚委員 私はこの趣旨に賛同しますので、意見書を提出することに賛成いたします。

○海老原委員 私も基本的に賛成するんです。なぜかと言いますと、ウイグルから来ていた留学生が、国に帰って、家族が心配でね。家族が迫害を受けていると心配で帰ったその女の子が行方不明というか、結局死んだんじゃないかという、そういう情報までありまして。そういったことも含めまして、この趣旨には賛成です。

○吉田（千）委員 皆さんと同じようにこの意見書の提出に賛成をするものです。人権問題に対してしっかり国で調査をしていただきたいという、そういう大きな趣旨がございますので、その趣旨にのっとなって、国に意見書を出していただきたいというふうに思

いますので、よろしくお願ひします。

○久松委員 意見書の採択に賛成です。

○吉田（博）副委員長 もうそれでいいよ。みんな同じだよ。

○今野委員長 皆様同じでよろしいですか。

（「はい」という声あり）

○今野委員長 では、改めて採決に移ります。この意見書を提出することに賛成とする方は、挙手を願ひます。

（全員挙手）

○今野委員長 全員賛成ということで、この意見書は提出することといたします。それでは、提出する意見書文案について、御意見を伺わせていただければと思います。意見書の内容について、御意見ございますでしょうか。

○吉田（博）副委員長 これでいいんじゃないの。

○篠塚委員 いいと思います。

○今野委員長 意見書案について、朗読は。

○吉田（博）副委員長 いいよ、しなくて。

○島岡委員 水戸市と古河市、常総市のものが例として入っているので、参考にすればいいんじゃないの。

○今野委員長 提出されてきた意見書案は、中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書というタイトルで、内容を読ませていただきますと、先ほど事務局が説明した意見書採択のお願いとは違い、中国による人権侵害ということはかなり糾弾している内容になっているのかなと思うんですけども、その辺につきましては、皆さんどのように御判断いたしますでしょうか。

○吉田（博）副委員長 委員長と事務局に任せるよ。

○今野委員長 承知しました。では、事務局と取りまとめさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○篠塚委員 今回も委員長報告の読み合わせがあると思うんで、その時にこの意見書も合わせて確認をして、そこで決めるのはいかがでしょうか。

○今野委員長 承知いたしました。これで総務市民委員会を閉会いたします。長時間にわたりお疲れ様でした。